

愛南町自転車ヘルメット購入事業補助金

町では、自転車安全利用のために着用するヘルメットの購入に要する経費に対し、補助金を交付します。

補助対象者

町内に住所を有し、町内の販売業者から自転車ヘルメットを購入した方（同一世帯内の未成年者が使用するヘルメットを購入する場合は保護者が補助対象となります）

（注意）本人および同一世帯員が町税等を滞納していない購入者を補助対象とします。また、補助金の交付は使用者1人につき1回限りとします。

補助金額

ヘルメットの購入価格の2分の1以内で、上限3,000円（補助金額に100円未満の端数が生じた場合は切り捨て）

補助金の交付申請の方法

補助金の交付を受けようとする購入者（申請者）は、次の書類を愛南町役場本庁総務課または各支所に提出してください。

申請に必要な書類

- ・愛南町自転車ヘルメット購入事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ・税等の滞納がない旨の申出書（様式第2号）
- ・愛南町自転車ヘルメット購入事業補助金交付請求書（様式第3号）
- ・領収書その他の支払が確認できる書類
- ・ヘルメットの保証書その他SG規格等の安全基準合格が分かるもの



補助金の交付決定

申請者から提出のあった申請書は、町で内容を審査し、補助金の交付の可否を決定します。補助金の交付を決定した場合は、愛南町自転車ヘルメット購入事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知します。

補助金の交付

申請者が指定する金融機関の口座に振り込みます。

その他

- ・申請書類は役場窓口にも備えています。窓口で手続きをする場合は、印鑑と振込先の口座が分かるもの（通帳など）を持参してお越してください。
- ・ヘルメットの購入に際し、他の同様の補助（例：愛南町通学費補助金）を受けた場合は補助対象外とします。
- ・予算に限りがありますので、全ての申請に対して補助できない場合があります。

【問い合わせ先】

愛南町役場 総務課 安全推進係 電話：0895-72-1211